

契 約 書 (案)

一般財団法人エネルギー総合工学研究所（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、「〇〇〇〇」について、次のとおり契約を締結する。

（業務内容・代金等）

第1条 甲が依頼し、乙が実施する業務（以下、「本業務」という。）は下記のとおりとする。

（1） 業務内容 別冊の仕様書記載のとおり。

（2） 期 間

着手期日 平成 年 月 日

完了期日 平成 年 月 日

2 代金は、総額金*****円とする。

ただし、本金額には、第27条に定める取引にかかわる消費税額等は含まない。

（契約履行上の指針）

第2条 乙は、本契約の定めるところに基づき誠実に契約上の義務を履行しなければならない。なお、本契約の履行にあたっては、本契約の定めのほか、国際社会の基本原則（児童就労の禁止、強制労働の禁止等）、関連する諸法令、規格および基準を遵守しなければならない。

（業務完了義務）

第3条 乙は、仕様書等の記載ならびに第11条の定めによる実施計画書等にしがたい、実施期間を厳守し、適正かつ誠実に本業務を遂行し、これを完了させなければならない。

（相互協力）

第4条 甲および乙は、本業務の遂行時または本業務の完了後に事故・不具合等の発生を察知または発見または察知したときは、ただちにその状況等を相手方に報告するものとする。

2 乙は、甲が行う事故・不具合等の拡大防止措置の実施および復旧への協力のほか、事故等の原因調査、再発防止策の策定、関係箇所への説明などについて、甲と互いに協力し、すみやかな対応処置を講ずるものとする。

3 前項に要する費用は、事故・不具合等の発生原因に関する責任の割合等を考慮し、甲乙協議してその負担割合を定めるものとする。

（秘密の保持）

第5条 本契約における「秘密情報」とは、「秘密」である旨の指定がなされた本項第（1）号および第（2）号の情報であり、書面、口頭、映像等の種類、および紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報における「秘密情報」は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。

（1） 営業秘密 甲または乙の情報のうち営業秘密として管理しているもの、または技術上・営業上で事業活動に有用となっているもの、もしくは公然と知られていないもの、あるいはノウハウ表記されたものをいう。

(2) 個人情報 甲または乙の保有する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。ただし、本定義の如何を問わず、甲または乙の保有する電子メールアドレスは個人情報とみなすものとする。

- 2 本条における「万全な対策」とは、秘密保持に関する取扱規則の作成、関係者からの秘密保持誓約書の徴収、アクセスの管理、情報持出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他情報の漏洩・開示情報の滅失または毀損防止等の安全管理措置をいう。（パソコンを媒体とする情報の流出を含む。）
- 3 本条における「業務行為」とは、甲および乙間で行われる情報の提供を伴う行為（交渉、協議、依頼等を含む。）の一切をいう。
- 4 本条における「関係者」とは、自己の役員、従業員（派遣労働者を含む。）、取引先等（代理人、下請者または下請者となりうるものを含む。）をいう。
- 5 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、本契約に関する秘密情報を善良なる管理者の注意義務により管理するとともに、秘密情報の漏洩に対する万全な対策を講じ、本契約に関する秘密情報を守秘しなければならない。なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律等（関連する諸法令、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報保護ガイドラインを含む。）を遵守しなければならない。
- 6 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、関係者に対し、本条と同等の義務を課したうえで、相手方の秘密情報を開示することができる。
- 7 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、関係者以外の第三者に対して、相手方の秘密情報を開示または漏洩してはならない。ただし、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、本条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ開示することができるものとする。なお、開示を認められた甲および乙は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 8 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、相手方の秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならない。
- 9 甲または乙が本条に違反し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 10 本条第7項から第8項にかかわらず、営業秘密に関しては、本項第（1）号から第（7）号の場合、個人情報に関しては、第（6）号の場合に限り適用から除外されるものとする。なお、情報の原開示者から申し出がなされたときは、その取扱いについて協議のうえ定めるものとする。
 - (1) 開示時点ですでに公知となっているもの
 - (2) 開示時点ですでに甲または乙が正当に所有していたもの
 - (3) 開示後、甲または乙の責に帰することなく公知となったもの
 - (4) 甲または乙が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの
 - (5) 甲または乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
 - (6) 法律、政府・裁判所その他公的機関からの命令等に基づき報告、説明、資料提出等、情報開示を求められたもの
 - (7) 本契約の履行によって甲が得た目的物を修理、改造、点検、保守するにあたり、第三者に開示する必要があるもの。この場合、甲は、開示する第三者に守秘義務を課したうえで開示するものとする。
- 11 甲または乙は、合理的理由により、相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、すみ

やかにその措置を講ずるものとする。

12 本条については、本契約の履行後も有効に存続するものとする。

(パソコンの使用制限)

第6条 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、本契約を履行するにあたり、パソコンの使用を必要とする場合は、パソコンを媒体とする情報の流出を防ぐため、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人所有パソコンの使用禁止
- (2) ファイル交換ソフトがインストールされているパソコンの使用禁止
- (3) 有効なウイルス対策ソフトがインストールされていないパソコンの使用禁止

2 甲および乙は、パソコンからの情報漏洩の事実またはその可能性を発見した場合は、すみやかに相手方に報告するものとする。

(第三者からの受託等の禁止)

第7条 仕様書において指定がある場合、乙は、第1条で定める本業務の期間においては、本業務と同一または関連のある業務を第三者から受託し、もしくは第三者と共同で行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

(再依頼の禁止)

第8条 乙は、本業務の全部または一部を第三者に再依頼してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

- 2 乙が前項のただし書きの承認を求める場合は、甲に対して、乙から依頼された再依頼者（以下、「再依頼者」という。）の名称、経歴および依頼する業務の部分ならびにその他甲の求めに応じて必要な事項を明示するものとする。なお、再依頼者への情報の貸与に関しては、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、再依頼者またはそれらの被用者に対して、本契約による乙と同等の義務を課すものとする。なお、再依頼させようとする業務が、下請代金支払遅延等防止法の適用がある場合はこれを遵守しなければならない。
- 4 乙は、再依頼者またはそれらの被用者の行為につき、本契約上の義務その他これに関連して生じる一切の責を負うものとする。

(業務に関連する既得産業財産権等の通知義務)

第9条 乙は、本業務の実施にさきだち次の各号の一に該当するときは、その旨をただちに甲に通知し、その確認を受けるものとする。

- (1) 本業務の目的あるいは実施内容に関連する発明、考案、意匠に関する特許権、実用新案権、意匠権の出願を準備し、または出願し、または登録しているとき
- (2) 本業務の目的あるいは実施内容に関連するプログラム等の著作物をすでに作成し、または作成しつつあるとき
- (3) 本業務の目的あるいは実施内容に関連するノウハウをはじめとする未公開の技術情報をすでに保有し、または保有しつつあるとき

2 甲は、乙から前項第1号にあたる旨の通知を受けた場合において、当該権利が出願後かつ公報による公表前の状態にあるときは、乙に出願した権利の無償開示を請求することができる。

3 乙は、第三者が第1項各号の一に該当することを知ったときは、その旨をただちに甲に通知しなければならない

ない。

- 4 甲は、本条の定めに基づき通知および開示された情報に関して、第5条に定める乙と同等の義務を負うものとする。

(安全の確保・災害の防止)

第10条 乙は、本業務の実施にあたっては、人身および施設に関する事故、公害ならびに一般公衆の迷惑となる事態（以下、あわせて「災害等」という。）の発生を防止するため、万全の予防措置を講じるものとし、万一災害等が生じたときは、乙はその被害を最小限度にとどめるよう最善をつくさなければならない。

(実施計画・安全計画)

第11条 仕様書等において実施計画書または安全計画書の提出について指定があるときは、乙は、甲の請求により、遅滞なく、本業務を構成する各個の業務の実施順序および時期を定めた実施計画書または環境・安全の確保および災害の防止に関する安全計画書を作成し、甲の確認を受けるものとする。

(監理員)

第12条 甲は、本業務の実施にあたり、監理員をおくことができる。

- 2 甲または甲が指定した監理員は、必要と認めるときは、乙に対し業務の工程、実施にあたり指示することができる。
- 3 甲は、監理員の氏名および連絡先を乙に対して書面をもって通知するものとし、その変更についても同様とする。
- 4 乙は、監理員がその職務の執行につき不相当と認められるときは、甲に対して、その事由を明示して必要な措置をとることを請求することができる。

(業務実施責任者、災害防止責任者)

第13条 乙は、本業務の実施にあたり、仕様書等で業務実施責任者、災害防止責任者の配置義務の定めがある場合は、業務実施責任者、災害防止責任者を定め、甲の確認を受けるものとする。

- 2 甲は、業務実施責任者、災害防止責任者がその職務の執行につき不相当と認められるときは、乙に対して、その事由を明示して必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 業務実施責任者、災害防止責任者は、仕様書等において別段の定めがあるときを除き、兼務することができるものとする。

(情報等の貸与)

第14条 甲は、本業務の実施のために必要と認め、かつ提供しうる技術情報および資料を、適時乙に無償で貸与するものとする。なお、貸与期間、使用条件等については、その都度定めるものとする。

- 2 乙は、甲から提供された技術情報および資料を適切に管理し、紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないよう万全の対策を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲から貸与された技術情報および資料を、本契約以外の目的に使用または利用してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。
- 4 乙は、次の各号の一に該当するときは、本条第1項に基づき貸与された技術情報および資料を速やかに甲に返却または廃棄もしくは抹消するものとする。

- (1) 本業務が終了するとき
- (2) 貸与期間が終了するとき
- (3) その他合理的な理由により甲が返却を要求したとき

(業務の促進)

第15条 乙は、本業務の実施に遅延のおそれがあると認めるときは、すみやかにその事由の詳細を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、甲が前項の報告その他に基づき本業務の実施に遅延のおそれがあると認めるときは、甲の指示にしたがい、本業務の促進のため適切な措置をとるものとする。
- 3 前項の措置のために要した費用は、乙の負担とする。ただし、本業務の実施に遅延のおそれが生じたことが乙の責に帰することができない事由による場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 4 本契約における「乙の責に帰することができない事由」とは、天災、不可抗力（ストライキ等の労働争議（乙の従業員によるものを除く。）、民間・軍隊による暴動の類、第三者の失火・放火による火災・爆発等による事態、政府機関による法令・法規または規則の変更）等をいう。

(指 示)

第16条 甲は、乙に対して、本業務の進捗状況を報告するよう請求することができるものとし、報告の結果、甲が業務遅延のおそれがあると認めるときは、甲は、乙に対し、必要な指示を行うことができる。

(条件変更等)

第17条 乙は、本業務の遂行にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、ただちにその旨を甲に通知し、その内容を確認するよう請求しなければならない。

- (1) 仕様書等の表示が明確でないとき、または交互に符合しないとき、もしくは実際の現場状況と一致しないとき、あるいは誤り、漏れのあるとき
 - (2) 業務遂行上の制約などについて、仕様書等に示された遂行条件が実際と相違するとき
 - (3) 業務遂行の支障となるような予期できない事態が発生したとき
- 2 甲は、前項の定めによる確認を請求されたとき、または前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのうえ、すみやかに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、甲が単独で調査を行うことができる。
 - 3 甲は、前項に定める調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後遅滞なく、その結果を乙に通知しなければならない。
 - 4 甲は、本条第2項の調査の結果、必要があると認めるときは、業務内容および期間の変更を行わなければならない。

(業務内容・安全計画等の変更)

第18条 甲は、必要と認めるときは、本業務の内容および期間ならびに工程を変更することができる。

- 2 甲は、必要と認めるときは、実施計画ならびに安全計画等の変更を乙に請求することができる。
- 3 乙は、災害の防止、または品質の確保のために必要な場合、もしくはその他乙の責に帰することができない事由による場合は、本条第1項および第2項の事項について甲に変更を請求することができる。
- 4 乙は、前項の変更による代金の補正を要請する場合は、甲に対して、書面により申し出るものとする。

5 本条第3項に定める契約内容等の変更は、甲が必要と認めた場合に限り行うことができるものとする。

(業務の中止・打切り)

第19条 甲は、必要と認めるときは、本業務の全部または一部を中止しあるいは打切ることができる。

2 甲が前項の定めにより、本業務の中止または打切りを行った場合に、甲の責に帰すべき事由により乙が損害をこうむったときは、乙は、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害賠償金については、甲乙協議して、その額を定めるものとする。ただし、損害賠償金は本契約の代金総額を超えないものとする。

(代金の補正)

第20条 第17条第4項または第18条の定めにより業務内容、安全計画等を変更したときは、甲および乙は、代金の補正に関して協議して定めるものとする。ただし、その変更が乙の責に帰すべき事由による場合は代金の補正は行わないものとする。

2 第19条第1項の定めにより、本業務の中止または打切りを行った場合の代金の補正に関しては、甲乙協議して定めるものとする。

(報告書)

第21条 乙は、仕様書等で報告書の提出について定めがある場合は、本業務の実施状況の記録を適宜作成するものとし、本業務が完了したときは、実施状況および成果をとりまとめた報告書を作成する。

2 乙は、本業務の実施にあたり第三者から本業務に関連する知識、情報を得たときは、当該知識、情報を報告書に記述するものとする。なお、その記述にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分配慮するものとする。

3 乙は、本業務に関連する乙または第三者に既に帰属する知識、情報を報告書に記述するときは、記述する各頁にその旨を表示しなければならない。なお、その旨の表示なき事項はすべて第29条に定める業務成果とみなすものとする。

4 甲は、前項の定めに基づく表示がされた本業務に関連する知識、情報について、別段の定めがあるときを除き、第5条に定める乙の義務と同等の義務を負うものとする。

(検査等)

第22条 乙は、本業務が完了したときは、遅滞なく甲に対し完了届を提出しなければならない。

2 甲は、完了届の提出があったときは、遅滞なく、仕様書等に基づいて本業務の目的物の検査または本業務完了の確認を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないとき、または本業務が完了しないときは、甲の指示にしたがい、その指示する日までに必要な修正を乙の費用で行い、改めて前項の検査または確認を受けるものとする。

4 甲は、本業務の途中においても、必要と認めるときは、本業務の目的物を検査することができるものとする。

5 乙は、本条第2項の検査に合格したときは、ただちに本業務の目的物を甲に引渡し、甲はこれを受領するものとする。

(業務完了前の使用)

第23条 甲または甲の指定する第三者は、必要があるときは、乙の承諾を得て、本業務の目的物の全部または

一部を第22条に定める検査が完了する前に無償で使用することができる。この場合、甲は本業務の目的物を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、乙はこの使用に際して協力するものとする。

(貸与機器の返還・仮設備の撤去等)

第24条 乙は、本業務が完了したとき、本業務の遂行が不能に帰したとき、または本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、貸与機器および残余の支給品を甲に返還し、かつ乙所有の業務用仮設備、機械器具または業務用材料等を業務場所から撤去・処分するものとし、乙がこれを撤去・処分しないときは、甲は、自らこれを撤去・処分し、乙に対してその費用の償還を請求することができる。ただし、乙が占有する業務場所に設置した業務用仮設備等および甲が残置することを承認した業務用仮設備等についてはこの限りでない。

(試作品等の所有権)

第25条 乙が本業務の実施につき取得した試作品、試験体等の物品（以下、「試作品等」という。）は、仕様書に甲への提出を定めたときまたは別段の定めがあるときを除き、乙に所有権が帰属するものとする。

2 乙は、本業務を完了したときは、前項の試作品等を乙の責任において適切な方法をもって廃棄処分する。

(代金の支払)

第26条 甲は、乙が第22条第2項に定める検査に合格し第22条第5項の引渡し完了した月、または本業務完了を確認した月の翌月末までに乙に対し代金を支払うものとする。

2 前項の代金支払時において、乙が甲に対して債務を負っている場合は、甲および乙は、その債務と甲が乙に対して支払うべき代金債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを対当額において相殺することに合意する。ただし、甲が合意による相殺を希望しないで代金債務を清算する場合は、これを妨げるものではない。

(取引にかかわる消費税額等の支払)

第27条 甲は、乙が消費税法に定める納税義務者または消費税を納める義務が免除される事業者のいずれにかかわらず、本業務が完了した時に第1条第2項記載の金額（第20条の定めにより代金の補正をしたときはその金額）に消費税法および地方税法に定める税率を乗じた金額を支払うものとする。この場合、円未満の端数があるときは切捨てとする。

(所有権の帰属)

第28条 本業務の目的物の所有権は、本業務の進捗にしたがい、その時々状態のまま甲に帰属するものとする。ただし、乙は、第22条第5項の定めによる引渡しを完了するまでは、善良なる管理者の注意をもって本業務の目的物を保管するものとし、保管にかかる費用は乙の負担とする。

2 試作品等に関する物権は本契約の他の条項によるものとする。

(業務成果の帰属)

第29条 本業務の過程およびその結果において新たに得られた成果（以下、「業務成果」という。）は、甲に帰属する。

2 前項の業務成果には、発明、考案、意匠の創作（以下、「発明等」という。）に関する特許権、実用新案権、意匠権（以下、「産業財産権」という。）およびこれらを受ける権利、ならびに著作物に関する著作権およびこれに隣接する権利（以下あわせて「著作権等」という。）、ならびにこの他創作または発見された製品、構築物、

データ、ノウハウ、アルゴリズム、法則に関する権利等、業務の過程およびその結果において新たに得られた所産一切を含む。

- 3 前項の著作権等には、著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）、同28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む。また、本契約の産業財産権およびこれらを受ける権利ならびに著作権等に関する各条項は、本契約の終了後も、本業務の成果に関わる当該権利が保護される期間は有効に存続するものとする。
- 4 本条の定めは、甲乙間で別段の定めがあるときはこの限りでない。

（産業財産権の保護）

第30条 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、自己の責に帰すべき事由により、第三者の産業財産権を侵害し、当該権利者と相手方との間に紛争を生じさせないよう注意義務を負うものとする。

- 2 乙は、第三者の産業財産権を侵害するおそれがあるときは、その内容（権利番号、発明の名称、権利者等）を調査し、甲に報告しなければならない。
- 3 甲および乙は、本条第1項に反して、当該権利者との間に紛争が生じた場合は、自らの責任においてその一切を解決するものとする。なお、その解決について相手方が必要と判断した場合には、相手方と協力して解決にあたるものとし、必要に応じ指示することができる。
- 4 甲および乙は、契約成立の前後を問わず、本契約の履行によって知り得た相手方の秘密情報を含む形で新たになされた発明、考案、意匠の創作に関しては、相手方と事前にその取扱いについて協議しなければならない。相手方の承諾を得ることなく特許権、実用新案権、意匠権の取得および製品化を行ってはならない。
- 5 甲または乙が本条に違反し、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。なお、本協議が整わない場合でも損害賠償の請求を妨げるものではない。

（著作者人格権）

第31条 本業務の成果に関わる著作物は、乙に著作者人格権が帰属するときであっても、乙は次の各号について予め同意する。

- (1) 甲が任意に本業務の成果を改変すること
 - (2) 甲が本業務の成果を任意の表示氏名で任意に公表すること
 - (3) 乙は、本業務の成果について甲の同意を得ないで公表はしないこと
- 2 再委託先がプログラムをはじめとする著作物の作成にかかわるときは、乙は、再委託先から前項各号についてあらかじめ同意を受けるものとする。なお前項第(3)号に定める乙は、再委託先に読み替えるものとする。
 - 3 本条の定めは、甲乙間で別段の定めがあるときはこの限りでない。

（産業財産権の出願・登録および著作権の登録）

第32条 甲が本業務の成果に関わる発明等の産業財産権の申請を行うときは、乙は、甲の出願から登録までの手続きに協力するものとする。また、甲がプログラム等の著作権の登録を行うときも同様とする。

- 2 前項の乙の協力にあたっては、その都度甲乙協議のうえ、条件を定めるものとする。
- 3 外国への出願については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（乙の業務成果についての請求権）

第33条 乙は、本業務の成果に関わる産業財産権および著作権等ならびにノウハウ（以下あわせて「産業財産権等」という。）の実施許諾または使用許諾（以下あわせて「実施許諾等」という。）を、甲に対して請求することができる。なお、実施料または使用料等条件は甲乙協議して定めるものとする。

2 本条の定めは、甲乙間で別段の定めがあるときはこの限りでない。

（業務成果関連権利の請求権）

第34条 甲が本業務の成果に関わる産業財産権等を実施または使用するにあたり、乙が保有または第三者と共有する産業財産権等（以下、「関連産業財産権等」という。）の実施または使用を必要とするときは、甲は乙に対して、当該関連産業財産権等の実施許諾等を請求することができる。なお、実施料または使用料等の条件は甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲が本業務の成果に関わる産業財産権等を第三者に実施許諾等する場合において、当該第三者が当該産業財産権等を実施または使用するにあたり、関連産業財産権等の実施または使用を必要とするときは、乙は、甲の要請にしたがい、当該第三者に対して関連産業財産権等の実施許諾等をするものとする。なお、実施料および使用料等条件は、乙と当該第三者との間で協議のうえ決定するものとする。

3 本条の定めは、甲乙間で別段の定めがあるときはこの限りでない。

（ノウハウの指定）

第35条 甲は、業務の成果に係る産業財産権等の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものについて、乙と協議のうえ指定し、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲が指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。）について、甲の指示に従い、報告書とともに甲に提出しなければならない。

3 甲は、第1項の通知にあたっては、ノウハウについて甲および乙が秘匿すべき期間を明示するものとする。

4 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議のうえ、次の各号に掲げる場合を除き、原則として第1条に規定する完了期日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲および乙が特にノウハウの秘匿の必要性が高いと認めたときは10年間とすることができる。

(1) 日本国および乙の属する国の関係機関に対し、輸出許可の取得のために守秘義務を付して開示する場合

(2) 本業務を実施するため、または自己の業務を行う目的のために、必要な第三者に対し、守秘義務を付して開示する場合

(3) 甲が日本国政府に対する責務を遂行するため、守秘義務を付して開示する場合

5 第1項において指定したノウハウについて、指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、または短縮することができる。

6 甲は、第2項の規定によりノウハウを乙から受理したときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所において、適切に保存しなければならない。

（技術情報の封印等）

第36条 乙は、乙が必要とする場合は、第1条に定める着手期日に既に所有している技術情報であって重要なものを記録化し、本契約の締結後30日以内に甲に封印申請書を提出するものとする。

2 前項の封印申請書の提出があったときは、甲および乙は、両者立会のうえ封印を実施するものとする。

3 封印された記録は、乙が保管し、封印された記録のリストを甲および乙が各々保管する。

4 第35条第1項の規定により乙が甲に通知したノウハウの帰属について乙から異議の申出があったときは、

甲乙両者立会いのうえ、封印した技術情報のうち当該申出に係る技術情報を開封することができるものとし、開封後は速やかに再封印するものとする。

- 5 甲は、前項の開封の結果、第35条第1項の規定に基づき指定したノウハウが乙に帰属すると認めるときは、当該ノウハウの指定を解除するものとする。
- 6 甲は、開封により知り得た技術情報を使用し、または第三者に漏らしてはならない。
- 7 第35条第1項の規定により、甲乙協議のうえ指定したノウハウの帰属について乙から異議の申出がなかったときは、甲および乙は、第2項の規定により実施した封印を解除するものとする。

(瑕疵担保責任)

第37条 本業務の目的物の引渡し後、本条第2項で定める瑕疵担保責任期間内に、甲が当該目的物に存する瑕疵を発見し、乙に請求したときは、乙は、甲の指示するところにしたがい、乙の負担において修復し、または修復に代えもしくは修復とともに当該瑕疵によって生じた甲がこうむる損害を賠償するものとし、損害賠償金については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 本条による瑕疵担保責任期間は、第22条の検査合格日から1年間とする。
- 3 本条第1項の損害賠償金は、本契約の代金総額を超えないものとする。
- 4 本条第1項の瑕疵について、乙に故意、重過失がある場合は、本条第3項による損害賠償金の制限は適用されないものとする。

(業務遅延の場合における損害賠償金)

第38条 乙が乙の責に帰すべき事由により、期間内に本業務を完了できないときは、甲は、乙に対し、損害賠償金として遅延1日につき代金総額の1,000分の1に相当する金額の支払を請求することができる。ただし、損害賠償金は本契約の代金総額の10分の1を超えないものとし、円未満の端数があるときは切捨てとする。

- 2 甲および乙は、前項の損害賠償金について、甲が乙に対して支払うべき当該およびその他の債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを対当額において相殺することに合意する。ただし、甲が合意による相殺を希望しないで代金債務を清算する場合は、これを妨げるものではない。
- 3 本条第1項および第2項の定めは、乙の責に帰することができない事由による場合には、これを適用しない。
- 4 本条第1項のただし書きについて、乙に故意、重過失がある場合は、損害賠償金の制限は適用されないものとする。

(第三者に対する損害)

第39条 乙は、本業務の遂行につき第三者に損害を生じさせたときは、被害者との折衝、損害の賠償その他必要な措置をすべて乙の責任において行うものとする。ただし、甲が必要と認めるときは、甲自らこれを行い、または乙に指示して実施させることができる。

- 2 前項の措置にかかる費用は、全額乙の負担とする。ただし、損害の全部または一部が甲の責に帰すべき事由により生じたことが明らかなきときは、甲は、その責任の割合に応じ、これを負担するものとする。
- 3 本条第1項の損害が甲乙双方の責に帰することができない事由により生じたことが明らかなきとき、または甲もしくは乙いずれかの責に帰すべき事由により生じたものが明らかでないときは、前項の費用は、その負担割合につき甲乙協議して定めるものとする。

(甲に対する損害)

第40条 本契約の各条項に定めるもののほか、乙が、本契約の履行に際して甲に損害を与えたときは、乙はその一切の責を負うものとし甲に生じた損害のすべてを賠償するものとする。ただし、損害の全部または一部が甲の責に帰すべき事由により生じたことが明らかなきときは、甲は、その責任の割合に応じ、これを負担するものとする。

2 甲の損害が、甲乙双方の責に帰することができない事由により生じたことが明らかなきとき、または甲もしくは乙のいずれかの責に帰すべき事由により生じたものが明らかでないときは、前項の費用は、前項の定めにかかわらず、その負担割合につき甲乙協議して定めるものとする。

(品質管理状況等の調査・報告)

第41条 甲においては本項第(1)号から第(5)号、乙においては本項第(4)号および第(5)号の一に該当する事由により必要と認めるときは、書面による調査報告書または管理状況報告書の提出を相手方に請求できるものとし、相手方はこれに協力する。また、甲および乙は相手方の承諾を得られた範囲において、相手方事務所等に調査員を派遣することができる。

- (1) 本業務の実施・進捗状況または成果の確認が必要なきとき
- (2) 第22条第2項の検査に合格しないとき
- (3) 甲が第37条第1項の瑕疵または重大な欠陥を発見したとき
- (4) 第5条の秘密情報が漏洩したとき、または漏洩のおそれがあると甲または乙が認めるとき
- (5) 本契約の各条項のいずれかに違反したとき

2 前項の調査にかかわる費用の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲による契約解除)

第42条 甲は、次の各号の一に該当する事由があるときは、何らの通知・催告を要しないで、ただちに乙と締結している契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、乙は甲に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 乙が第三者から、仮差押、仮処分、差押、競売または滞納処分を受け、それによって本業務遂行に著しい支障をきたし、またはそのおそれがあると甲が認めるとき
- (2) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立がなされたとき
- (3) 乙が振出し、保証し、引受け、または裏書した手形、小切手の不渡、支払停止その他財政状態が悪化し、契約履行能力が失われたと甲が認めるとき
- (4) 乙が正当な理由なく、着手期日を経過しても本業務に着手しないとき
- (5) 乙が正当な理由なく、本業務を打ち切りまたは相当期間にわたり本業務を中止したとき
- (6) 乙の責に帰すべき事由により、期間内に本業務を完了することが不可能または著しく困難になったと甲が認めるとき
- (7) 甲乙双方の責に帰することができない事由により、期間内に本業務を完了することが不可能または著しく困難になったと甲が認めるとき
- (8) 乙が甲に本業務の遂行に関して提出した報告資料等に、乙の故意、重過失による不適切な事項があると甲が認めるとき
- (9) 乙が本契約の各条項のいずれかに違反したとき
- (10) 乙が本業務を遂行するにあたり、必要とする資格を喪失したとき
- (11) 本契約の履行にあたり、乙または本契約において再委託させた関係者が法令に違反したとき

(反社会的勢力の排除)

第43条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下、本条において同じ。）が次の各号の一に該当する事由があるときは、何らの通知・催告を要しないで、ただちに乙と締結している契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、乙は甲に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。以下、本条において同じ。）であると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約、委託契約または資材・原材料の購入契約その他の契約（以下、これらを総称して「下請契約等」という。以下、本条において同じ。）にあたり、その相手方が本項（1）号から（5）号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 本項（1）号から（5）号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（本項（6）号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
 - (8) 本項（1）号から（5）号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていたことが判明したにもかかわらず、甲に報告しなかったとき
 - (9) 自らまたは第三者を利用して、甲に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて甲の信用を棄損し、もしくは甲の業務を妨害する行為などを行ったとき
- 2 乙は、乙または乙の下請もしくは再委託先業者もしくは資材・原材料の納入業者（契約が数次にわたるときは、そのすべてを含む。以下、これらを総称して「下請業者等」という。以下、本条において同じ。）が前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。
- 3 乙は、その下請業者等が第1項各号に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとらなければならない。
- 4 乙は、乙または乙の下請業者等が、反社会的勢力による不当要求または工事その他契約の履行妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請業者等をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 5 乙が、本条第2項から第4項までの規定に反した場合には、甲は何らの通知・催告を要しないで、ただちに乙と締結している契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、乙は甲に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(甲により契約解除した場合の措置)

第44条 甲が、第42条第1項または第43条第1項もしくは第5項の定めにより本契約を解除したときは、甲は、乙に対し、本業務の進捗状況を判定し算出した金額から第26条の定めにより支払を終えた金額を控除

した残額を支払うものとする。

- 2 乙は、契約解除によって甲がこうむる損害を賠償するものとする。ただし、第42条第1項第(7)号による場合は損害賠償することを要しない。
- 3 契約解除と同時に、乙が甲に対して支払うべき返還代金、賠償金等、一切の債務について、甲および乙は、その債務と甲が乙に対して支払うべき代金債務(本契約に基づくものではない債務を含む。)とを対当額において相殺することに合意する。ただし、甲が合意による相殺を希望しないで、それらの債務を清算する場合は、これを妨げるものではない。
- 4 本条第2項における「甲がこうむる損害」は、甲乙協議のうえその額を定めるものとし、その損害賠償金は本契約の代金総額を超えないものとする。
- 5 本条第2項の損害賠償金について、乙に故意、重過失がある場合は、本条第4項による損害賠償金の制限は適用されないものとする。

(乙による契約解除)

第45条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、催告のうえ甲と締結している契約の全部または一部を解除することができるものとし、この場合、甲は乙に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 甲が第三者から、仮差押、仮処分、差押、競売または滞納処分を受け、それによって対価の支払に支障をきたすおそれがあると乙が認めたとき
- (2) 甲について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立がなされたとき
- (3) 甲が振出し、保証し、引受け、または裏書した手形、小切手の不渡、支払停止その他財政状態が悪化し、対価の支払いに支障があると乙が認めたとき
- (4) 甲の責に帰すべき事由により、甲が正当な理由なく本業務完了の確認を拒んだとき
- (5) 甲が乙に渡した仕様書等に、甲の故意、重過失による不適切な事項があり、これにより契約の履行が不能となったとき
- (6) 甲が本契約の各条項のいずれかに違反したとき
- (7) 本契約の履行にあたり、甲が法令に違反したとき

(乙により契約解除した場合の措置)

第46条 乙が、第45条の定めにより本契約を解除したときは、甲は、乙に対し、本業務の進捗状況を判定し算出した金額から第26条の定めにより支払を終えた金額を控除した残額を支払うものとする。

- 2 甲は、契約解除によって乙がこうむる損害を賠償するものとする。
- 3 前項の請求に基づく損害賠償金は、甲乙協議してその額を定めるものとする。ただし、損害賠償金は本契約の代金総額を超えないものとする。
- 4 本条第2項の損害賠償金について、甲に故意、重過失がある場合は、本条第3項による損害賠償金の制限は適用されないものとする。

(分別解体等対象業務)

第47条 本業務の全部または一部が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項の規定に該当する場合の分別解体の方法等については追って定めるものとする。

(権利・義務の譲渡等)

第48条 甲および乙は、本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、あるいは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により相手方の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、乙は売掛債権担保融資保証制度による融資を受ける目的で、信用保証協会および中小企業信用保険法施行令第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡することができる。この場合、乙は甲に書面による申し出を行い、協議するものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第49条 本契約の各条項および仕様書等の記載事項の解釈について生じた疑義ならびに本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄および準拠法)

第50条 本契約に関する訴訟については、東京地方（もしくは簡易）裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべての点で日本法にしたがって解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都港区西新橋一丁目14番2号
甲 一般財団法人 エネルギー総合工学研究所
理事長 白 土 良 一

乙 ○○県○○市○○○ 丁目 番 号
○○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○